

## 平成28年度第1回国立市男女平等推進市民委員会議事要旨

1. 日時：平成28年7月14日（木）19：00～21：00

2. 場所：国立市役所1階東臨時事務室

3. 出席者（9名）欠席1名

越智委員、池田委員、五十嵐委員、至田委員、高橋委員、谷川委員、中島委員、ムン委員、吉井委員  
事務局6名

4. 内容

- (1) 第5次男女平等・男女共同参画推進計画について
- (2) 計画内における事業の進捗状況について
- (3) 男女平等・男女共同参画推進担当（兼ドメスティック・バイオレンス担当）の指名について
- (4) （仮称）男女平等・男女共同参画推進条例について

5. 議事の概要

議事（1）：計画全体についての予算の概算について

議事（2）：防犯ブザーの設置、LGBTの啓発・周知の実施について

議事（3）：要綱作成中であり、9月上旬頃に各課1名、主に係長職を指名して会議の開催を予定

議事（4）：条例制定の目的について説明

- ① 市が目指すべき男女平等・男女共同参画社会の実現に向けた基本理念を明確にする
- ② 市・市民・事業者の責務を明確にし、相互の連携強化を図りながら、共に目指すべき男女平等・男女共同参画社会の共通目標をつくる
- ③ 市の男女平等・男女共同参画推進計画の実行性と継続性を保証し、総合的・横断的かつ計画的な男女平等施策の推進を図る

6. 意見要旨

○委員：予算の概要には、介護保険の保険料が入っているのか。

○事務局：例えば、ヘルパー派遣などに自己負担とは別に公費が投入されるが、その部分がこの金額にあらわれている。

○委員：それは、男女平等とどういう関係があるのか。

○事務局：例えば、育児や介護のケアにしても男性より女性に偏りがあると言われている。それを社会的なサービス機能として解消していく意味では、高齢者の介護給付や障害者の方のサービスが役立つものであるとの認識で予算額に組み入れている。

○委員：計画の全体図だと、ワーク・ライフ・バランスのところの、多様な働き方を支えるための対応サービスの充実にあたるのか。

○事務局：第5次計画の32ページ、多様な働き方を支えるための介護サービスの充実になる。

○委員：条例策定までのスケジュールの中には、性的マイノリティの方たちとの意見交換会があると思うが、DVにしても、女性や子育てをしている人、介護をしている人たちの声がうまく反映されるような条例になってほしい。

- 委員：本当に困っている人の声は聞こえてきづらい。どうやったらそのような声をすくいあげられるのか。意見交換会というのできるなら実現させながらみんなにとって幸せなものをつくってほしい。
- 委員：DV被害者の声を聞くのは難しいが、何かの形でニーズが拾えるような取組みができたらいい。
- 事務局：スケジュール案では11月下旬くらいに意見交換会を入れたが、もう少し早めにやったほうがいいか。また、当事者をLGBTの方々としているが、DVの被害者や被害からの回復時期にある方にするか。
- 委員：サバイバー、あるいは現場でかかわっている方でもいいかもしれない。
- 事務局：支援者の方という見方もあるかもしれない。要望やスケジュールは事務局のほうで調整するので、議論していただきたい。
- 委員：今回の条例は項目だけというより、条文にまで踏み込みたいのか。
- 委員：条例案というところまで持っていくのか。
- 事務局：ゼロからつくりあげるのは難しいので、具体的な言葉の部分は事務局側でいくつか案を出させてもらうが、それに対して「この表現はもうちょっと変えたほうがいい」など、議論していただきたい。
- 委員：目的としては、最後には条例のこんなものができるといいということか。
- 事務局：そのように考えている。
- 委員：項目を決めていくのを何月くらいにすれば、その後が動きやすいのか。
- 事務局：次回までに最低限必要で入っていなければならないものはこちらで用意するので、それ以上何か上積みしたりするものがあれば、ご意見をいただきたい。
- 委員：これは法律で、行政は法律があって初めて動くわけで、法律がなかったら全然動けない。法律で人間を縛ると窮屈だとわかっているが、法律がないと世の中はうまくいかないと思う。マナーとルールは全く違うものだ。また、条例をつくるなら「である」とか「なければいけない」とか、そういう文言で縛らなければいけないと思う。違反したら罰則だというように。例えば、国立市の女性管理職を何パーセントつくるというくらいのことを書き込んでもらいたい。ある程度誰かが責任をとるような厳しいものであってほしいと思う。
- 委員：条例は、市役所の人が支援や施策をしやすくするための材料だと思う。細かく規定してしまえばしまうほど文言にひっかかる。国立の条例で何か目玉にできるものがあるといいが、それは多様な性のあり方と予防啓発ではないだろうか。文教都市として多様な方が暮らす街なので、多様な生き方があるような条例ができると夢があると思う。
- 委員：1つは、いろいろな人が生きているということ、いかに条例の中に入れていくことができるかだろう。
- 委員：予防啓発は難しいが、DVなり性指向への攻撃などを許さない街みたいなことも出せるといいと思う。
- 委員：他の市の条例との関係でうまく考えていかないと、多様性アピールのもとで何か落ちてしまったらもったいないし残念だ。
- 委員：性の多様性については、絵に描いた餅にならないようなわかりやすい表現にして、今後新たに出てくるような用語なども意識し、視野に入れながらつくっていったらいい。
- 委員：文言をどうしていくのかと、市民との意見交換会が重要になるかもしれない。
- 委員：出てきて意見を言わなくても、情報を得られる方法があるといいと思う。特定の人の意見だけ

ではなく、多くの人の意見を収集して、その中から国立はどうしていけばいいかを考えられるものにしたほうがいい。

- 委員：国立市の男女平等参画推進条例について、意見を大募集みたいなことはできるのか。
- 事務局：可能だと思う。意見を言いやすいようにハードルを下げていく作業が、最初の段階ではいいかもしれない。どういう方法がいいのかは、こちらのほうで検討したい。
- 委員：市のホームページはどうか。
- 事務局：可能だと思う。今やっている現状を伝えることは大事なことなので、やり方を工夫していきたい。
- 委員：次回までに、国立市の（仮称）男女平等・男女共同参画推進条例という名前のもとに入れ込むべきものは何かを考えたいが、事務局でまとめたものを出すというペースのほうがいいか。
- 事務局：例えば目的や行政の責務など必ず外せない部分というのは既にあるので、最初の1回、2回は事務局のほうでたたき台をつくるものにフォーカスを当てて議論してもらいたい。
- 委員：目的とか理念について、事務局側でたたき台を作ってもらい、そこに国立だったらこれをいれなくてはというものを足してもらえるか。
- 事務局：それが一番効率的だと思う。次回は論点に関する大綱案やほかの文言、ほかの論点などを同時に記載したシートをつくりたいと考えているので、追加で必ず入れたいものや興味、関心があるところを伝えてもらえるとありがたい。
- 委員：私たちが国立のために考えられるようなことというのを、ちょっとずつ積み重ねあげられたらいい。
- 事務局：資料については一週間前にメールで送るので、それをもとにご検討願いたい。
- 委員：いただいた資料は主にLGBT、性的指向及びそれに関する資料だが、私たちが作った推進計画を踏まえての条例作りなら2つの柱があって、DVとLGBTだったはず。今回はLGBTがメインになったということか。
- 事務局：DVの視点も今回新たにつくっているもので、そのことも十分踏まえてご検討いただきたい。
- 委員：資料4に含まれているのか。
- 事務局：男女平等参画という意味で、ほかにDVを扱っているような条例があまりない。
- 委員：事務局でこれを選んだ理由はあるのか。
- 事務局：多様性という意味で、DVもそうだがLGBTという文言がはいっている条例が少ない。これは多様性という意味で先進的な条例になるので、参考になるのではないか。
- 委員：行政としては先進的な項目を入れたほうがいいと思うが、住民側としては緊急なもの何かで、それをやってほしいはずだから、そのバランスをどのようにとるのが大切。
- 事務局：DV自体は法律で明確に規定があるので、ほかの市の条例をみても法律を越えて規定するようなものは入れられない。そのような意味で目だっているのはLGBTの分野、性の多様性とかになっている。
- 委員：市民側からみると、条例があるから希望を持って生活しているわけで、1回決まってしまうとなかなか変更ができないと認識している。なので、LGBTや性の多様性は社会で注目される課題であるが、地域の中で考えたときにLGBTに優先するものがまだあるのではないかと思う。
- 委員：タイトルが「男女平等・男女共同参画」なので、基本線として、性別の違いだけで差別されることがあってはならないという部分をきちんと出していかなければならない。基本の枠として抑えておくが、その中にいろいろな多様なものというふうに入ってくるのではないか。

- 委員：LGBTに関係することとして、多様性のある制服や男女兼用のトイレを公共の場につくるなど、素案としてはそれぐらいのことを出していきたい。
- 委員：国立市の小学校では、名簿は男子が先で女子が後になっている。
- 委員：結婚すると旧性を使用できない企業があるが、国立は認めるぐらいのことを言ってもいいのでは。
- 事務局：国立は旧性使用を認めている。市というより、職員は。
- 委員：一般の企業はどうか。
- 事務局：市としてはそういう形をとっている。
- 委員：最終的には、男だから、女だからということでいろいろな選択に制限が出たり、不便があったり、それであつたりということがないようにところを目指す条文になるように、考えていくことになるのではないだろうか。